

『雇用を増加させる企業に対する税制上の優遇措置を知りたい』

雇用促進税制

5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上の雇用の増加等、一定の要件を満たす企業は、雇用機会が特に不足している同意雇用開発促進地域に所在する事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用増加人数1人当たり40万円の法人税等の税額控除を受けることができます。

（※）地方拠点強化税制の中にも雇用促進税制が含まれております。そちらについては282ページをご参照ください。

対象となる方

1. 青色申告書を提出する事業主であること
2. 適用年度中に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を5人（中小企業^{※1}は2人）以上かつ10%以上増加させること
3. 適用事業年度及びその前事業年度^{※2}中に事業主都合による離職者がいないこと
4. 適用事業年度における「支払給与額」が、前事業年度における支払給与額よりも、一定以上増加すること
5. 風俗営業等^{※3}を営む事業主でないこと

※1 資本金1億円以下の法人企業（中小企業）等、従業員数が1000人以下の個人（税法上の中小企業者等）

※2 事業年度が1年ではない場合は、適用年度開始の日前1年以内に開始した事業年度。

※3 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業（キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店など）

支援内容

法人の場合、法人税から同意雇用開発促進地域に所在する事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用増加人数1人当たり40万円の税額控除（個人事業主の場合は、所得税からの控除）を行います。ただし、当期の法人税額（個人事業主の場合は、所得税額）の10%（中小企業は20%）を限度とします。

（注）同意雇用開発促進地域とは、都道府県が策定し、厚生労働大臣が同意した地域雇用開発計画に定められた雇用開発促進地域の区域をいいます。具体的な地域はこちら：http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/pdf/chiiki-koyou_02a.pdf

ご利用方法

1. 適用年度開始後2か月以内に目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を作成し、納税地を管轄するハローワークへ提出
2. 適用年度終了後2か月以内に雇用促進計画の達成状況を記載した書類をハローワークへ提出し、ハローワーク等が確認した当該書類の交付を受ける（提出から交付まで、4月～5月は1ヶ月程度、その他の月は2週間程度要する。）
3. 確認を受けた当該書類等を添付し、確定申告を行う

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局

URL（ハローワーク）：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL（労働局）：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>